

岩手大学大学院連合農学研究科専任の教員の選考に関する内規

第1条 この内規は、連合農学研究科専任の教員（以下「専任教員」という。）の資格審査及び選考に関する一般的事項について規定する。

第2条 専任教員の資格審査及び選考は、連合農学研究科教授会が行う。

第3条 専任教員の資格審査及び選考は、岩手大学の総合科学研究科長、弘前大学の農学生命科学研究科長及び弘前大学地域共創科学研究科長又は山形大学の農学研究科長から推薦された者について、専任教員選考委員会の審議を経なければならない。

2 専任教員選考委員会については、別に定める。

第4条 連合農学研究科教授会は、専任教員選考委員会の報告に基づき、無記名投票によって候補者を決定しなければならない。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2（2020）年4月1日から施行する。